

令和8年度沖縄県県外進学大学生奨学金募集要項

1. 趣旨

この奨学金制度は、能力があるにもかかわらず経済的な理由で県外進学が困難な県内高等学校等に在学する者等の県外難関大学等への進学を促進し、大学等進学率の改善を図るとともに本県におけるグローバル人材の育成を促進していくため、県外対象大学【別表】への入学及び修学を支援するための奨学金を給付するものである。

2. 採用予定人数及び給付額

(1) 採用予定人数 25人以内

(2) 給付額

種類	給付額	給付時期（目安）
入学支度金	300,000円以内 （入学に要する経費の実費相当額）	令和9年1～4月 合格等を確認後、給付を決定した日から2週間程度で給付
月額奨学金	月額70,000円 （年間840,000円）	入学時～卒業時（標準修業年限まで） 四半期毎に給付（5、7、10、1月）

3. 応募資格

次に掲げる要件を全て備えている者

- ①県外対象大学へ入学するための奨学金の給付を受けようとする者であって県内の高等学校等（*1）の在学者若しくは卒業者（卒業して2年を経過していない者に限る。ただし大学等（*2）に在学している者を除く。）
- ②日本国籍を有する者又は別途定める在留資格（*3）を有する者
- ③保護者（保護者がいないときは連帯保証人。）が、原則として、受給期間中継続して本県に住所を有する者
- ④沖縄県医師修学資金又は沖縄県看護師等修学資金等、返還免除規定のある修学資金の貸与を受けない者
- ⑤沖縄県内の自治体から給付型の奨学金を受けない者
- ⑥国の「高等教育の修学支援新制度」を利用しない者（留意事項（*4）参照）

（*1）「高等学校等」

高等学校のほか、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程を含みます。

（*2）「大学等」

大学のほか、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程及び高等学校専攻科を含みます。

(*3)「在留資格」

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等が対象となります。詳細については、学校担当者に確認してください。

(*4)「留意事項」

令和2年度から実施されている国の「高等教育の修学支援新制度」の給付型奨学金（日本学生支援機構が実施）及び授業料等減免（各大学が実施）との関係については、留意事項があります。【別紙】をご確認ください。

4. 応募基準

(1) 学習意欲が高く、進学の目的が明確で、次の要件を全て満たす者

①出願時までの高等学校等における学習成績の評定平均値が5段階評価で平均値4.0以上であること

②学習成績が特に優れていると学校長が認める者で、将来、国内外で活動し、沖縄の振興・発展に寄与するリーダーとして活躍することが期待できる者（なお、卒業後における県内就職を条件とするものではない。）

(2) 応募資格を満たし、家計支持者（父母、又はこれに代わって家計を支えている者）の前年の収入金額から、必要経費及び特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なる）を差し引いた認定所得金額が、別途定める基準額以下であること。（県ホームページに掲載している「家計基準計算書」参照）

5. 推薦の手続

学校長は、応募基準を満たすと認められる者について、奨学生願書等を提出させ、審査の上、推薦書等学校が作成する書類を添付して推薦すること。

6. 学校からの提出

提出期限	令和8年10月9日（金）消印有効
提出先	沖縄県教育庁教育支援課（奨学金担当窓口） 〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1-2-16

7. 提出書類等

(1) 応募者が高等学校等（過卒者は卒業校）へ提出するもの

①奨学生願書（様式第1号）

②成績証明書

③父母、又はこれに代わって家計を支えている者の所得課税証明書（令和8年度（令和7年分））※令和8年1月2日以降に勤務先の変更（就職・転職）があった場合、様式「年収（見込）証明書」も併せて提出してください。

- ④家族構成を証する住民票謄本（続柄記載。応募者本人と生計を一にする者のうち、住民票謄本に含まれていない者がある場合は、住民票謄本に含まれていない者の住民票（続柄、本籍地及び世帯主の記載）も併せて提出。）

※住民票等は個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

⑤特別控除を証明する書類

区分	証明書	発行所
高校、大学、高等専門学校又は専修学校の就学者等がいる世帯（県立高等学校を除く）	○在学証明書	在学している学校等
障害のある人のいる世帯	○障害者手帳（写し）	市町村役場 福祉事務所
長期に療養を要する人のいる世帯（6ヶ月以上療養が必要な人）	○入・通院証明書又は診断書（原本） （記載内容：療養期間及び通院頻度） ○直近6ヶ月分の医療費等の領収書（写し） （様式：長期療養費計算書を添付）	病院等
主たる家計支持者が単身赴任している世帯	○家賃等対象経費の領収書（写し） （様式：単身赴任実費計算書を添付）	各支払先
震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	○罹災証明書（写し） ○被害により生じた実費を証明する書類（写し）	市町村役場 福祉事務所等

※各証明書類は個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

※家族の状況に応じて、上記以外の追加書類が必要な場合があります。

※長期療養又は単身赴任に伴う実費額を対象経費として特別控除する場合は、別添様式により計算書を作成してください（該当者のみ）

(2) 学校が作成するもの

- ①推薦書
- ②推薦者一覧表
- ③提出書類等確認票

8. 選考方法

書類審査で給付候補者を選考する。

9. 候補者の決定及び通知等

知事は、奨学生願書等の提出のあった者から候補者を決定する。また、候補者のうち県外対象大学の合格者について、選考順位が高い者から予算の範囲内で奨学金給付の奨学生を決定する。

選考結果については学校長を経て本人に通知する（11月上旬頃）

10. 入学支度金及び奨学金の給付方法・手続

候補者に別途連絡する。

11. 継続に係る手続

毎年度継続時に奨学生の成績及び家計状況について適格認定を行う。

12. 入学支度金及び奨学金の返還について

給付された入学支度金及び奨学金については、原則として返還の必要はないが、給付要件を満たさなくなった場合及び次の事項に該当した場合は、給付された入学支度金及び奨学金の一部又は全額を返還することになるので注意すること。

- ①入学に要する経費の実費相当額が給付された入学支度金を下回ったとき。
- ②指定した期日までに在学を証明する書類等を提出しないとき。
- ③県外対象大学に入学しないとき。
- ④出願書類に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- ⑤併給が認められていない他の給付型奨学金や授業料免除を本奨学金と重複して受給したとき。
- ⑥その他、奨学金の給付を受ける者として適当でないと知事が認めるとき。

【別表】

県外対象大学一覧

1	北海道大学	13	千葉大学	25	芝浦工業大学
2	東北大学	14	東京外国語大学	26	上智大学
3	筑波大学	15	東京芸術大学	27	東洋大学
4	東京大学	16	長岡技術科学大学	28	法政大学
5	東京科学大学	17	金沢大学	29	明治大学
6	名古屋大学	18	豊橋技術科学大学	30	立教大学
7	京都大学	19	京都工芸繊維大学	31	創価大学
8	大阪大学	20	岡山大学	32	立命館大学
9	広島大学	21	熊本大学	33	関西学院大学
10	九州大学	22	国際教養大学	34	立命館アジア太平
11	慶應義塾大学	23	会津大学		洋大学
12	早稲田大学	24	国際基督教大学		

※この表に定める県外対象大学において設置される学部のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 86 条の規定に基づき設置される「夜間において授業を行う学部」及び「通信による教育を行う学部」を除く全ての学部を給付対象学部とする。

【別紙】

国の「高等教育の修学支援新制度」の給付型奨学金（日本学生支援機構が実施）及び授業料等減免（各大学が実施）との関係

令和２年度から、国の新しい給付型奨学金と授業料等減免制度（以下「国の修学支援新制度」といいます。）が実施されており、給付型奨学金に加え、入学金や授業料を減免する制度となっています。

国の修学支援新制度は、広く全国的に実施されるものであり、また家族構成や世帯収入等によっては沖縄県県外進学大学生奨学金（以下「県奨学金」といいます。）以上の支援が受けられる場合もあることから、以下のとおり取り扱うこととしますのでご注意ください。

1. 県奨学金と国の修学支援新制度の両方に応募することは可能ですが、国の支援制度を選択することを決めた場合には、速やかに県奨学金の辞退の手続きを行ってください。

また、大学入学時に県奨学金の奨学生として採用されている場合、下記２～４の取扱いを可能とします。

2. 県奨学金を受けている場合でも、世帯収入の変化等によって国の修学支援新制度の支援を受けた方が有利になる等の場合に、国の修学支援新制度に申請し、認められればその支援を受けることを可能とします。
3. 県奨学金の受給者が国の修学支援新制度の支援（給付型奨学金及び授業料の減免の両方又はいずれか）を受ける間、県奨学金は「停止」します。（同時期に重複しての受給はできません。）
4. 上記２～３で一時的に国の支援を受けた後、世帯収入の変化等により県奨学金が有利となった場合には、国の支援を停止した上で、再び県奨学金を受けること（再開）も可能とします。
（県奨学金の給付要件を満たすことや事前の確認手続が必要です。）

※上記取り扱いは、沖縄県内の自治体が実施する給付型奨学金の奨学生として採用された場合についても準用します。